

専 門 科 目

営 業 ・ 特 殊

令和 8 年度補償業務管理士検定試験問題

受験地		受 験 番 号		氏 名	
-----	--	---------	--	-----	--

試験開始時刻前に、開いてはいけません。

(注意) この試験問題の解答は、電子計算機で処理しますので、以下の解答作成要領をよく読んで、別紙の解答用紙に記入してください。

解 答 作 成 要 領

1. 配布される書類

配布される書類は、「試験問題（この印刷物）1部」及び「解答用紙1枚」です。もし、配布に間違いがあったら、すぐ手をあげて、係員に知らせてください。

2. 試験問題

(1) 試験問題は、表紙も含めて21頁（問題数は、40問）を1部につづったものです。試験開始後、試験問題を開いて、紙数が足りないもの、印刷がはっきりしないもの等があったら、手をあげて、係員に知らせてください。

(2) 試験問題は、試験開始後、退室が可能となる時間帯に退室される方と、試験終了まで試験室に在室した方に限り、持ち帰りを認めます。

3. 解答作成の時間

15時から17時までの2時間です。終了時間がきたら解答をやめ、係員の指示に従ってください。

4. 解答用紙の記入方法

(1) 解答は、この問題には記入せず、必ず別紙の解答用紙（1枚）に記入してください。

(2) 解答用紙には、受験地（該当する (例) 甲野太郎が受験番号10137の場合

受験地名のマーク欄の ☐ 印を黒く塗り潰してください。)、氏名、受験番号〔5桁〕（算用数字で縦に記入し、該当数字の ☐ も黒く塗り潰してください。）を忘れずに記入してください。

受験番号	氏名	甲 野 太 郎											
	万の位	1	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	
	千の位	0	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	
	百の位	1	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	
	十の位	3	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	
	一の位	7	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	

(例)

問1	☒ 1	☐ 2	☐ 3	☐ 4
問2	☐ 1	☒ 2	☐ 3	☐ 4
問3	☐ 1	☐ 2	☒ 3	☐ 4
問4	☐ 1	☐ 2	☐ 3	☒ 4
問5	☐ 1	☐ 2	☒ 3	☐ 4

(3) 解答用紙への記入は、必ず B 又は HB の黒鉛筆を用いて、濃く書いてください。ボールペン、インキ、色鉛筆等を使った場合は無効になります。

- (4) 解答用紙には、必要な文字、数字及び ☐ を黒く塗り潰す以外は一切記入しないでください。
- (5) 解答は、右上の例のように、各問題に対し、正しいと思う選択肢の番号一つを選び、その下の枠内を黒く塗り潰してください。これ以外の記入法は無効になります。
- (6) 解答は、各問について一つだけです。
二つ以上を黒く塗り潰した場合は、無効になります。
- (7) 解答を訂正する場合には、間違えた個所を消しゴムで、跡が残らないように、きれいに消してください。消した跡が残ったり、 や  のような訂正は無効になります。

5. 退室について

- (1) 試験開始後、1 時間を経過するまでと試験終了前30分間は、退室が許されません。
- (2) 途中で退室する際は、試験問題、解答用紙及び受験票を全部係員に提出してください。そのとき各自の携行品を全部持って行き、解答用紙等を提出したら、そのまま静かに退室してください。退室後、再び試験場に入ることは許されません。

6. その他

- (1) 受験票は、机上の見やすいところに置いてください。
- (2) 受験中は、鉛筆（黒-B 又は HB）、消しゴム及び定規のみの使用に限ります。したがって、電卓等の計算機器類等の使用は一切できません。
- (3) 試験問題を写したり又は試験問題及び解答用紙を係員の許可なく持ち出してはいけません。
- (4) 試験問題の内容についての質問には応じられません。また、試験中は、受験者の間で話し合っ
てはいけません。
- (5) トイレなどのときは、手をあげて係員の指示を受けてください。なお、試験室内は禁煙です。
- (6) 受験に際し不正があった場合は、受験を停止されます。
- (7) この問題の表紙にも受験地、受験番号及び氏名を忘れずに記入してください。
- (8) 携帯電話の電源はお切りください。

※この試験問題の中で使用している主な法令、基準等の略称及び用語の定義については、各問題において特に記述している場合を除いて、以下のとおりとします。

- ・一般補償基準…公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱（昭和37年 6 月29日閣議決定）
- ・公共補償基準…公共事業の施行に伴う公共補償基準要綱（昭和42年 2 月21日閣議決定）
- ・用対連基準……公共用地の取得に伴う損失補償基準（昭和37年10月12日用地対策連絡会決定）
- ・用対連細則……公共用地の取得に伴う損失補償基準細則（昭和38年 3 月 7 日用地対策連絡会決定）
- ・共通仕様書……地方整備局用地関係業務請負基準準則の別記様式 2 「用地調査等業務共通仕様書（案）」

《営業補償・特殊補償概説》

問1 営業補償に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 営業休止等の補償は、「土地等の取得又は土地等の使用に伴い営業を一時休止する必要があると認められる場合」及び「営業を休止することなく仮営業所を設置して営業を継続することが必要かつ相当であると認められる場合」がある。
- 2 通常、営業の規模を縮小しなければならないときとは、曳家工法若しくは改造工法により、その規模を縮小して残地に存置する場合等とされている。
- 3 仮営業所を設置するのに適当な場所が存すると見込まれる場合に、仮営業所の補償が認められるためには、仮営業所による場合の補償額が、営業を休止する場合の補償額以下であることが必要とされている。
- 4 仮営業所を設置して営業を継続することが必要かつ相当と認められる要件のうち、「急施を要する工事等のため仮移転をさせる必要があるとき」に該当する場合は、仮営業所を設置するのに適当な場所が存することが更なる要件とされている。

《簿記概説》

問2 簿記に関する次の記述のうち、妥当なものはどれか。

- 1 我が国の商法では、一定規模以下の商人は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従い、正確な商業帳簿を作成する義務が規定されている。
- 2 商法に従って作成された正確な商業帳簿（会計帳簿及び貸借対照表）の保存期間は税法と一緒に7年間保存することとなっている。
- 3 会計学では、大きく分けて①簿記論、②財務諸表論、③原価計算論または管理会計論、④監査論に分かれており、それぞれは独立しているので、別の技術を利用して帳簿が作成される。
- 4 簿記は、近代経営に必要な企業のあらゆる係数を一括して管理でき、生産台数や生産物量、生産時間を用いて、報告書を作成できる優れた技術である。

問3 簿記の要素である資産、負債、資本（純資産）、収益、費用について、取引の八要素の結合といわれている。次の取引事例について、仕訳が妥当でないものはどれか。

- 1 会社を設立し、資本金として出資予定者から1,000万円を受け入れ、銀行の普通預金に入金した。
(借方) 普通預金 10,000,000 (資産の増加) / (貸方) 資本金 10,000,000 (資本の増加)
- 2 事務所用支払資金として、普通預金から10万円を引き出した。
(借方) 現金 100,000 (資産の増加) / (貸方) 普通預金 100,000 (資産の減少)
- 3 税務署に1月分の源泉所得税15万円を納税した。
(借方) 普通預金 150,000 (資産の減少) / (貸方) 所得税預り金 150,000 (負債の減少)
- 4 東京物産より1月分の商品の仕入額100万円を買掛金に計上した。
(借方) 仕入 1,000,000 (費用の発生) / (貸方) 買掛金 1,000,000 (負債の増加)

問4 簿記では、決算整理の一つとして、収益、費用の期間配分の処理をすることとなっている。収益、費用の処理に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか（3月末決算法人とし、各取引は同一法人の事例でないものとする）。

- 1 倉庫の家賃を1月10日に6ヶ月分1,200,000円を受領した。1月から3月分は当期の収入とし、4月から6月までの収入は翌期分として、前受家賃勘定を用いて処理する。
- 2 自動車の強制保険契約の保険料の支払いにおいて、2月10日に2年分の36,000円を支払った事例では、2月・3月分 $(36,000円 \div 24ヶ月 \times 2ヶ月分 =)$ 6,000円と残り30,000円に区分し、30,000円分を前払保険料として資産に計上する。
- 3 A社に対して、1月15日に金銭消費貸借契約により貸付金500万円、年利率1.5%として貸し付けた。決算になり、未収入利息 $(500万円 \times 年1.5\% \div 365日 \times 75日 = 15,410円、円未満の端数は切り捨て)$ を未収入金として計上した。
- 4 3月20日に車両の修理をしたが、修理工場から4月20日に385,000円（税込）の請求書が届き、月末までに支払いができなかった。当期の決算では大幅な赤字が生じると予測されるので、半分相当の20万円を未払費用として計上した。

《会計・財務諸表概説》

問5 企業会計原則（昭和24年経済安定本部企業会計制度対策調査会中間報告。以下「企業会計原則」という。）には、一般原則が7つあります。それぞれの原則と関連する事項に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 第2の正規の簿記の原則は、真実性の原則を保証する原則であり、企業の経営成績および財政状態を企業の利害関係者に正しく報告するための基礎資料として、すべての取引を検証可能な資料に基づき、正規の帳簿記録を行うべきことを要求している原則である。
- 2 第3の資本利益区別の原則については、企業活動のための出資（個人的企業の元本）とそれから生じた果実（利益）とを明瞭に区分することを要求している原則である。しかし、近時の会社法改正により、資本剰余金の配当が可能になったので、この規定の存在意義はなくなり、純資産の合計額が重要である。
- 3 第5の継続性の原則は、企業会計上発生した会計事実について、2つ以上の会計処理の原則、手続きの規定・規則があり、いずれかを選択適用することについて企業の自主判断とされている。一旦選択した場合についても、会計情報の期間比較可能性と企業の利益操作の排除の原則を理解して処理をする必要がある。
- 4 第7の単一性の原則は、株主総会提出のため、信用目的のため、租税目的のため等、種々の目的のために異なる形式の財務諸表を作成する必要がある場合、それらの内容は信頼しうる会計記録に基づいて作成されたものであって、政策の考慮のために事実の真実な表示をゆがめてはならない。

問6 損益計算書に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 損益計算書は、企業の経営成績を明確にするために、1会計期間に属するすべての収益及びこれに対応するすべての費用を記載し、経常利益を表示し、さらに特別損益に属する項目を加減して当期純利益を表示するものである。
- 2 損益計算書は、①営業損益計算、②経常損益計算及び③純損益計算の3つに区分を設けなければならないとする区分計上である。これは、当期間中に発生した損益を、①主要な営業活動から得られた損益と、②付随的活動（主に金融損益）及び③臨時的な損益に区分する。
- 3 企業会計における収益認識基準には、（1）一般的な販売契約、（2）特殊な販売契約及び（3）工事契約に係るものがある。
- 4 損益計算書の表示方法には、勘定式表示方法と報告式表示方法があるが、一般的には勘定式表示方法が採用されている。勘定式による損益計算書においても、報告式表示に準じて、営業損益、営業外損益および特別損益の三区分に区分し表示するものである。

問 7 貸借対照表及び関連する注記等に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 貸借対照表は、企業が経済活動に必要な資金を出資者から拠出を受けた部分（資本）と不足する資金を銀行借入金や債権者から調達した部分（負債）とに分けて示し、入手した資金が経済活動のために商品、原材料、社屋、工場、土地などの生産設備の資産に投下されている状態を左右に対比した財政状態（入手した資金と支出した資金）の一覧表である。
- 2 貸借対照表の表示方法は、借方（左側）に資産を表示し、貸方（右側）に負債・資本を左右対称的に表示する勘定式報告が一般的である。
- 3 貸借対照表の配列表示方法には、流動性配列法と固定性配列法とがあり、業種や業界によってそれぞれ使い分けられている。
一般的な企業では、固定制配列法により、固定資産＝現金化しにくい資産を優先的に配列する方法で表示することとなっている。
- 4 注記表には、固定資産の減価償却額と固定資産の償却方法や無形固定資産、繰延資産の償却方法と耐用年数を記載することとなっている。

《営業調査の実務》

問 8 営業補償における調査（物的関係・権利関係調査）に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 営業所が賃貸建物の場合、家主との間の建物賃貸借契約書を調査することにより、当事者の確認、契約期間、賃料及び敷金・保証金の有無等を確認することができる。
- 2 法人の被補償者の権利関係を確認するための法人登記簿（現在事項証明書）の調査においては、代表者の氏名、本店所在地及び目的事業は確認できるが、資本金の額は登記事項ではないため確認することができない。
- 3 機械・設備類の配置及び生産工程の流れを確認するため、屋外・屋内別配置図、生産工程図、動線図、構造図、写真を調査した。
- 4 土地の権利関係を確認するため、土地登記記録（登記事項証明書）を調査することにより、所有者、地上権・抵当権の設定状況等を把握することができる。

問9 複数の配送センターを経営する企業の本社及び配送センターの一つが支障となった場合の営業休止の補償の調査に関する次の記述のうち、妥当なものはどれか。

【条件】

- ・企業はA及びBの2つの配送センターを有し、本社はA配送センター内にある。
- ・支障となる物件は本社及びA配送センターであり、構外再築工法（営業休止期間15日間）が認定されている。

- 1 本社及びA配送センターの移転に伴いB配送センターが営業休止を余営業休止を余儀なくされるかどうかの判断は、本社、A配送センター、B配送センターそれぞれの損益を個別に確認すれば足りる。
- 2 本社の移転に伴いB配送センターも営業休止を余儀なくされると判断した場合、A配送センターとB配送センターの損益を分離する必要がないため、B配送センターの総勘定元帳の収集は行わなかった。
- 3 本社及びA配送センターが移転している間においても、B配送センターの通常営業が可能となるよう移転工法・移転方法において本社機能の維持を図る等の措置がなされた場合、本社の管理部門の営業休止に係る損失を補償する必要はない。
- 4 本社及びA配送センターが移転している間においても、B配送センターの通常営業が可能となるよう移転工法・移転方法において本社機能の維持を図る等の措置がなされた場合、A配送センターとB配送センターの損益を分離する必要がある。

問10 営業調査に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 所得税の確定申告における白色申告対象者は、専従者給与を必要経費に算入することができる。
- 2 営業休止の補償の算定における収益及び経費に関する調査において、電子申告（e-Tax）によらずに書面により提出された確定申告書の控えを収集した場合は、その他資料における金額との突合や相手方への確認等の方法により、資料の真正性の確保に努める必要がある。
- 3 営業規模縮小の補償における「経営効率の低下により通常生ずる損失」を算定するため、縮小前後の稼働状況（売上高、生産量等）に関する資料を調査した。
- 4 営業廃止の補償における「転業に通常必要とする期間」の認定は、業種の特性、経営者の年齢・転業意向、転業先業種の習得難易度等を総合的に勘案して行うものであるため、経営者への聞き取り調査は必須である。

問11 A、B、Cの3工場がある企業のC工場が支障となった場合の営業休止の補償の損益の分離に関する次の記述のうち、妥当なものはどれか。

【条件】

- ・ A、B、C工場は同様の製品を製造しており、各工場において製造が完結する。
- ・ 本社はA工場にある。
- ・ 支障となる物件はC工場であり、構外再築工法（営業休止期間20日間）が認定されている。
- ・ A、B、C工場の売上高はそれぞれ実績値として分けて計算されている。
- ・ A、B、C工場の売上原価における製造原価は労務費及び法定福利費を除きそれぞれ実績値として分けて計算されている。

- 1 C工場の売上原価における期首棚卸高については、C工場の売上総利益比率により按分を行った。
- 2 C工場の売上原価における製造原価の電力費については、元帳及び補助簿から正確な数値を確認することができたが、材料比率により按分を行った。
- 3 C工場の販売費及び一般管理費における法定福利費については、製造原価における労務費率で按分を行った。
- 4 C工場の営業外収益におけるスクラップ材の雑収入については工場ごとに把握することができなかったため、材料比率により按分を行った。

問12 移転工法と営業休止補償の関係性に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 構外移転（短期休業）の場合の収益減の補償金額については、構内移転（長期休業）よりも必ず安い。
- 2 構外移転（短期休業）の場合の得意先喪失の補償金額については、構内移転（長期休業）よりも必ず高い。
- 3 構外移転（短期休業）の場合の休業手当相当額の補償金額については、構内移転（長期休業）よりも必ず安い。
- 4 構外移転（短期休業）の場合の営業休止の補償金額については、構内移転（長期休業）よりも必ず安いとはいえない。

《営業補償額算定の実務》

問13 営業廃止の補償の要件に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 料亭、待合、個室付浴場等について、許可された特定の地域でのみ営業が可能で、他の地域に移転することは不可能であるので営業廃止に該当する。しかし、構外に移転しない場合には、営業規模縮小の補償又は営業休止の補償が可能な場合がある。
- 2 キャバレー、ナイトクラブ、料理店、バー、パチンコ店等について、学校、病院、福祉施設等の特殊施設の敷地からおおむね100m以内の地域での営業が禁止されるため、この規制される地域以外であれば営業再開の可能性がある、営業休止の補償が可能な場合がある。
- 3 ホテル、旅館等について、学校、病院、福祉施設等の特殊施設からおおむね100m以内の地域でこれらの施設環境が著しく害されると認められるときは営業が禁止されるため、この規制される地域以外であれば営業再開の可能性がある、営業休止の補償が可能な場合がある。
- 4 法令等により営業場所が限定され、又は制限される業種に係る営業所等については、法令等に抵触する場合は、許認可の行政機関との協議には関係はなく、営業廃止となる。

問14 営業廃止の補償の営業権に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 営業権は、法律上の特権を包含されていることもあり、それ全体として法律で認められた、商号権、商標権等と同様に法律上の保護された権利である。
- 2 法人税法の営業権とは、企業の長年にわたる伝統と社会的信用、立地条件、特殊な製造技術、取引関係の存在並びにそれらの独占性等を総合した他の企業を上回る企業収益を稼得することのできる無形の財産価値を有する事実関係である。
- 3 営業権は、売買により有償で譲渡を受けた場合及び合併により取得した場合は、貸借対照表に営業権（のれん）として計上することができる。会計基準上、営業権は無形固定資産として減価償却され、20年以内に均等償却される。
- 4 営業権は、支払った金額が買収される企業又は合併される企業の純資産（資産－負債）を上回った場合の超過額を「のれん」として貸借対照表の固定資産の無形固定資産に表示されることになる。

問15 営業廃止の補償に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 営業用の固定資産の売却損の補償は、現実には売却される価格と現在価格との差額を補償することになるが、現在価格の認定にあたっては、購入価格又は再調達原価から減価償却費を控除した帳簿価格で認定する方法がある。
- 2 現在価格の認定方法としては、起業者による市場調査、同業者や専門業者等の専門家への評価の依頼、再調達価格に現価率を乗じて現在価格を計算する方法もあるが、帳簿価格及び「減価償却資産の耐用年数に関する省令」を使用して再調達価格より導き出した価格等も参考になる。
- 3 その他資本に関して通常生ずる損失としては、営業を廃止することにより生ずる損失として、契約を解除せざるを得ない場合の違約金、社債の繰上償還に伴う費用、清算法人に要する費用等があり、企業の実情に即して補償する。
- 4 営業廃止により従前の従業員を継続雇用しない場合は、通常、従業員は解雇されることとなるが、直ちに再就職することが困難と認められる場合には、すべてに対し離職者補償を行う必要がある。

問16 営業規模縮小の補償の要件に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 営業規模縮小の補償は、従前に比して資本又は労働に過剰遊休化が発生することが必要であり、売上高が減少することが明らかであると認められる場合は、操業度（売上高等）について調査を行い、当該企業の現状と将来の動向を把握し、規模の縮小が及ぼす影響の度合いを判断する必要がある。
- 2 営業規模縮小の補償は、営業を継続できる最低限の規模が確保できることが必要であり、営業が継続できる最低限の規模の判断は、損益分岐点の分析を参考に判断することができる。
- 3 営業規模縮小後の予想売上高は、縮小前の売上高に営業規模縮小率を乗じて計算するが、売上高に対して固定費や変動費の割合が適正かどうか、損益分岐点図だけでは判断できない場合は、「中小企業実態基本調査に基づく中小企業の財務指標」等の類似業務の同程度の規模の平均的な費用収益比率により算定することが可能である。
- 4 営業規模縮小の補償は、営業を継続できる最低限の規模を確保しているにすぎず、従前の売り上げを確保する補償ではないことから、当該場所でなければ経営が成り立たないなど、特殊な事情があるケースに限り採用する補償方法であることに留意する必要がある。

問17 営業規模縮小の補償に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 機械装置、車両運搬具、什器備品等の営業用固定資産の中で、縮小部分に応じて不要となるものが発生することから、売却損の補償額の算定は、現実に売却できる場合は、現在価格から売却価格を控除して求めるものとする。
- 2 営業規模が縮小され、営業規模の縮小率と同じ割合まで資本の売却ができない場合は、潜在的な過剰遊休化が発生することになる。資本の過剰遊休化の損失については、減少しない固定的経費からとらえることとし、補償額の算定は、固定的な経費に縮小率を乗じて、そこから売却する資産に対する固定的な経費を控除して、補償期間を乗じて求めるものとする。
- 3 経営規模の縮小により経営効率が客観的に低下すると認められる場合は、営業規模の縮小部分について一部営業が廃止されたものと考えるので、その部分から得ている収益についても補償する必要がある。補償額の算定は、認定収益額に縮小率及び補償期間を乗じて求めるものとする。
- 4 経営規模を縮小することにより過剰遊休化した従業員は解雇されることになるが、直ちに再就職することが困難と認められる場合は、本人の請求により離職者補償を行う必要があり、補償額の算定は、賃金日額に補償日数を乗じて求めるものとする。

問18 営業廃止の補償に関する次の記述のうち、妥当でないものの数は、次の1から4のうちどれか。

- ① 免許を受けた営業等の営業の権利等が資産とは独立に取引される慣習があるものについては、その正常な取引価格を補償するものとする。
- ② 機械器具等の資産、商品、仕掛品等の売却損その他資本に関して通常生ずる損失額を補償するものとする。
- ③ 従業員を解雇するため必要となる解雇予告手当相当額、転業が相当と認められる場合において従業員を継続して雇用する必要があるときにおける転業に通常必要とする期間中の休業手当相当額、その他労働に関して通常生ずる損失額を補償するものとする。
- ④ 現在の営業を廃止し、他の業に転業する必要がある場合は、転業に通常必要とする期間中の従前の収益相当額（個人営業の場合においては所得相当額）を補償するものとし、転業する期間については原則1年分の範囲内とする。

- 1 一つ
- 2 二つ
- 3 三つ
- 4 四つ

問19 営業休止補償の補償項目に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 固定的な経費の補償は、休業期間中であっても通常の営業を行っていたときと同じように固定して支出される経費に対し、収益額の認定にあたって経費としたものについて補償するものである。
- 2 商品、仕掛品等の減損の補償は、営業の一時休止又は移転することにより想定される商品、仕掛品、原材料等の減損に対して補償するものである。
- 3 一時的に得意先を喪失することによって通常生ずる損失額の補償は、店舗等の移転又は休業することにより一時的に得意先を喪失し、売上高が減少することにより通常生ずる損失に対し補償するものである。
- 4 従業員に対する休業手当相当額の補償は、労働者が負担する休業期間に対応する従業員への休業手当相当分について補償するものである。

問20 収益減の補償に関する下記の記述のうち、妥当なものの数は、次の1から4のうちどれか。

- ① 収益減の補償額は、「年間の認定収益額 × 365日 × 補償期間」の算定式で求める。
- ② 収益額の認定に当たっては、特段の理由がない限り「直近の営業活動」に基づき収益を認定する必要がある。
- ③ 赤字経営の事業所であっても、収益減（所得減）の補償を行わなければならない。
- ④ 営業所等が休止に入っても、営業活動を継続できる部門がある場合は、そこから得られるであろう収益相当額に80%を乗じた金額を控除して補償額を算定する。

- 1 一つ
- 2 二つ
- 3 三つ
- 4 四つ

問21 収益減の補償額を算定する際、年間の認定収益額を求める必要があるが、このことに関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 損益計算書の中には、営業利益、経常利益、当期純利益とあるが、認定収益額の基本となるのは「営業利益」である。
- 2 貸倒損失は、卸売業等の掛売を主として営業を行っているような業種で、每期恒常的に損失が発生するような場合に限り費用として控除する。
- 3 支払利息は、企業本来の営業活動以外に発生する費用であるが、企業経営にとって一般的に必要となる費用のため、収益額の認定において常に費用として控除する。
- 4 受取配当金は、営業を休止すると得られなくなるため、収益額の認定において加算する。

問22 得意先喪失の補償に関する次の記述のうち、妥当なものはどれか。

- 1 売上減少率の適用において、短期休業とは30日以内とされている。
- 2 被補償者が複数の業種の営業を行っている場合、売上減少率の適用に当たっては、対象事業所の売上割合が一番高い分類を適用し算定を行う。
- 3 得意先喪失の補償額は、「従前の1か月の売上高 × 売上減少率 × 限界利益率 × 補償期間」により算定する。
- 4 営業休止の対象となった事業所が赤字経営であった場合、営業を再開しても利益が見込めないと判断されるため、得意先喪失の補償は対象外となる。

問23 得意先喪失の補償額を算定するためには、限界利益率を求める必要があり、用対連細則の「別表第9 費用分解基準一覧表」に基づき経費を固定費と変動費に区分することとされている。この区分に関する下記の記述のうち、妥当なもの数は、次の1から4のうちどれか。

- ① 製造業の製造原価のうち、減価償却費は固定費である。
- ② 小売業の販売費・一般管理費のうち、保管料については固定費である。
- ③ 飲食業の販売費・一般管理費のうち、自社車両費は固定費である。
- ④ サービス業の販売費・一般管理費のうち、水道光熱費は変動費である。

- 1 一つ
- 2 二つ
- 3 三つ
- 4 四つ

問24 固定的経費の補償に関する次の記述のうち、妥当なものはどれか。

- 1 建物や機械装置などの有形固定資産の減価償却費は、営業休止中であっても企業が負担すべき費用であるため、どのような場合でも常に固定的経費として認定する。
- 2 役員が使用人を兼務している場合（使用人兼務役員）の役員給与のうち、使用人職務分については、従業員に対する休業手当相当額として考慮するため、固定的経費としない。
- 3 事業税は収益に対して課される税金であり、事業を継続していれば発生する費用であるため、固定的経費として認定する。
- 4 従業員の賞与は、社会的に慣習化されたものであるため、固定的経費として認定できるが、役員賞与については、利益調整とみなされ固定的経費として認定できない。

問25 移転広告費その他店舗等の移転に伴い通常生ずる損失額の補償に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 移転広告費は「(広告枚数 × 印刷・用紙代 + 諸経費) × 回数」で算定され、広告枚数は、商圈の世帯数及び過去の売出し等において配布したチラシの枚数を参考に決定する。
- 2 移転通知費は「移転通知枚数 × 印刷・葉書代 + 諸経費」により算定される。
- 3 捨て看板費は、業種により開店前に捨て看板を置く慣行がある場合には、補償の対象となる。
- 4 その他の費用として、店舗等の移転に伴い通常生ずる法令上の手続き費用は補償対象とするが、所在や電話番号入りの封筒やゴム印については、新品に作り直すことを想定し補償しない。

問26 営業補償に係る消費税等の取扱いについて説明した次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 税込経理方式を採用している場合の得意先喪失の補償において、「従前の1か月の売上高」を求める場合、税抜きにして算定する必要がある。
- 2 事業者における経理方式は、税込経理方式と税抜経理方式に大別され、事業者が任意に選択することになっている。
- 3 税込経理方式を採用している場合の得意先喪失の補償において、「限界利益率」を求める場合、税抜損益計算書を作成して求める必要がある。
- 4 税込経理方式を採用している場合の休業（人件費）補償において、人件費は消費税法上、「給与等を対価とする役務の提供」が課税仕入れの範囲から除かれているので、考慮の対象外である。

問27 下記の表は、製造業を営む会社の損益計算書の一部である。記載された数値を基に、年間認定収益額を求めた場合、妥当なものは次の1から4のうちどれか。

(単位：円)

科 目	決算書	摘 要
営業利益	3,000,000	
雑収入	250,000	スクラップ売却益
受取利息	200,000	長期貸付金
経常利益	3,450,000	
認定収益額		

- 1 3,200,000円
- 2 3,450,000円
- 3 3,250,000円
- 4 3,000,000円

問28 仮営業所の補償に関する次の記述のうち、妥当なものはどれか。

- 1 仮営業所の補償は、従前の営業を継続する補償であるため、仮営業所であるための収益減や得意先喪失による損失は発生しない。
- 2 仮営業所の補償は、必ず営業休止補償との経済比較を行い、仮営業所の設置による補償額が営業休止による補償額以下であるときに採用される。
- 3 公益性の強い事業であっても、営業を休止させてもその公益性が保たれ、法令や社会通念上も営業の休止が妥当なものであるときは、仮営業所を設置する補償は要しない。
- 4 仮営業所への移転に伴う商品、仕掛品等の減損の補償は、仮営業所へ移転する際に割増運賃を1回分補償する。

《漁業権等補償の実務》

問29 用対連基準第20条（漁業権等の消滅に係る補償）の下記条文の（ア）から（エ）に当てはまる語句の組み合わせとして、妥当なものはどれか。

「消滅させる漁業権、入漁権（ア）（以下「漁業権等」という。）に対しては、当該権利を行使することによって得られる平年の（イ）を（ウ）した額を基準とし、当該権利に係る水産資源の（エ）等を考慮して算定した額をもって補償するものとする。」

- 1 （ア）及び自由漁業 （イ）総経費 （ウ）累積総計 （エ）安定性
- 2 （ア）及び許可漁業 （イ）所得額 （ウ）資本還元 （エ）将来性
- 3 （ア）その他漁業に関する権利 （イ）所得額 （ウ）累積総計 （エ）安定性
- 4 （ア）その他漁業に関する権利 （イ）純収益 （ウ）資本還元 （エ）将来性

問30 漁業の分類及び性質に関する次の記述のうち、妥当なものはどれか。

- 1 共同漁業権の本質は、一定の漁場を共同に利用して営むことである。
- 2 自由漁業は、水産資源の保護等の目的から自由に漁業を営むことを一般に禁止し、特定の者に禁止を解除して本来の自由を回復するものであるので、他の漁業を排除して独占的に営む漁業権漁業とは、その性格を異にする。
- 3 漁業協同組合又は漁業協同組合連合会が、行政庁から免許を受けて漁業権行使規則を制定し、これに従って漁業権を管理し、組合員はこの行使規則に従って漁場に入り会って漁業を行うものを個別漁業権という。
- 4 入漁権は設定行為に基づき、他人の区画漁業権又は共同漁業権に属する漁場において個別漁業権の内容たる漁業の全部又は一部を営む権利をいう。

問31 漁業権等の制限に係る補償の算定方法に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 α は、被害率であり、漁業権の行使が制限されることにより生ずる純収益の平均減少率である。
- 2 r は、年利率であり、「公共用地の取得に伴う損失補償基準細則第42に定める年利率について」によって通知される値を適用する。
- 3 n は、制限期間年数であり、河川に工作物を設置する場合は、当該工作物の存続期間、漁法又は魚種の転換の可能性等を考慮して定める。
- 4 工作物の設置又は供用に起因する水質、水温、水量又は流速の変化等により社会生活上受忍すべき範囲を超える損害等に対する補償の場合、 n は水産資源の回復等に要する期間等を考慮

し、30年を限度として定める。

問32 漁業調査で得られた下記数値に基づき、漁業権の消滅補償額を算定した。算定額に関する次の記述のうち、妥当なものはどれか。

【経営内容】

- ・漁獲量 : 1トン
- ・魚価 : 1,000円/kg (販売手数料控除後)
- ・経営費 : 50万円
- ・遊漁料収入 : 50万円
- ・増殖費用等 : 30万円

- 1 8,750,000円
- 2 17,500,000円
- 3 35,000,000円
- 4 87,500,000円

《鉱業権、租鉱権、採石権補償の実務》

問33 鉱業権、租鉱権に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 特定鉱物の手続きの流れは、①特定鉱物の鉱床が存在する区域を特定地域として指定及び特定開発者を募集、②鉱業申請人の適合審査（経理的基礎、技術的能力、社会的信用等）、③適合している者の中から選定のための評価の基準に従い最も適切な者を選定、④関係機関との一般公益及び他産業との協議・調整・同意、⑤鉱業権（特定鉱物）の設定許可。
- 2 一般鉱物の手続きの流れは、①鉱業出願を管轄経済産業局に申請、②鉱業申請人の適合審査（経理的基礎、技術的能力、社会的信用等）、③関係機関との一般公益及び他産業との協議・調整・同意、④鉱業権（一般鉱物）の設定許可。
- 3 試掘権は試掘出願をし、試掘権を得た後、鉱物の探査をするための権利で、将来取得する可能性のある採掘権の準備的行為を内容とするものであり、試掘により鉱物が確認された場合、一時的に採取することもできるが、本格的な掘採は、採掘権によらなければならない。
- 4 租鉱権は、①一般採掘権者と租鉱権者になろうとする者の間における「租鉱権設定契約」に基づき、②租鉱権者になろうとする者が経済産業大臣に租鉱権設定の認可を申請し、③その認可を受け、これを登録することにより発生する。

問34 採石権に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 採石業者は、毎年3月末日までに岩石採取場ごとに、必要な事項を記した業務の状況に関する報告書を都道府県知事に提出しなければならない。
- 2 採石業は、業者の自主的災害防止能力を確保せしめるため、事務所に業務管理者を置くことが登録要件とされている。
- 3 たい積物の崩壊、流失災害の防止を図るとともに、廃止した岩石採取場跡地での災害防止のため、災害防止義務が明確化されている。
- 4 都道府県知事は採石業者の遵守義務の違反に対して、当該採取計画の認可を取り消し、又は、一定期間岩石の採取の停止を命ずることができる。

問35 操業している鉱山の鉱業権の消滅に係る補償額の算定に用いられるホスコルドの公式に関する次の記述のうち、妥当なものはどれか。

【ホスコルドの公式】

$$a \times \frac{1}{s + \frac{r}{(1+r)^n - 1}} - E$$

- 1 aは、「鉱山が毎年実現しうる純収益」であり、年間可採鉱量に鉱石の平均単価を乗じて得た額から採掘に要する費用（起業費の減価償却費を含まない。）を控除して得た額である。
- 2 sは、「報酬利率」であり、9%から15%の間において適正に定めた率とされている。最も安全性が高く安定した収益が期待できる鉱業の報酬率を15%とし、それぞれの操業内容や災害等の発生の危険性の有無とその程度等の差異によって決定する必要がある。
- 3 Eは、「既に投下した起業費の現在価額」である。起業費とは、鉱業用固定資産の取得又は建設に要した費用、調査開発費及び試験研究に要した費用であり、毎年鉱石を回収するために要する生産費とは別である。
- 4 rは、用対連細則第42に定める「年利率」であり、0.7%（令和7年度時点）が適用されている。

問36 鉱業権、採石権の消滅又は制限に係る補償に関して、次の記述のうち、妥当なものはどれか。

- 1 鉱業権の制限とは、事業の施行により鉱区の全部又は一部について、当該権利の行使が不可能となる場合をいう。
- 2 租鉱権が設定されている鉱業権に対する補償額は、当該租鉱権がないものとして算定した当該鉱業権の補償額に、当該租鉱権に対する補償額を加算した額とする。
- 3 鉱業権等の権利の制限に対しては、当該権利が消滅するものとしてそれぞれそれらの規定により算定した額に、当該権利の制限の内容等を考慮して適正に定めた割合を乗じて得た額をもって補償するものとする。
- 4 鉱業権の消滅とは、鉱区の立体的特定部分について採掘が不可能となる場合及び一定期間、鉱業権の行使が不可能となる場合をいう。

《農業、立毛、養殖物等の補償の実務》

問37 農業の経営規模縮小の補償に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 農業の経営規模縮小の補償における資本の遊休化に伴う損失額の把握において着目するのは、農業の経営規模とそれに対応する資本整備の実態である。
- 2 農業の経営規模縮小の補償における労働の遊休化に伴う損失額の把握にあたり着目するのは、農業の経営規模とそれに対応する労働時間である。
- 3 農業の経営規模縮小における資本と労働の過剰遊休化に伴う損失の補償は、その算定基礎を経営規模別固定資本額と経営規模別家族労働費にしていることから、これによる補償を行えば経営効率低下による損失は発生しないと考えられる。
- 4 農業の経営規模縮小に伴い解雇する従業員がいる場合は、解雇従業員に対する離職者補償、又は事業主に対する退職手当相当額のどちらかを行うこととなる。

問38 農業補償等の経営費における「自家労働費」の扱いに関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 農業廃止補償の従前の所得相当額（法人経営の場合は収益相当額）の算定において、農業粗収入から控除する農業経営費には、雇用労働費と同様に自家労働の評価額も含まれる。
- 2 農業休止補償の休止前の所得相当額（法人経営の場合は収益相当額）の算定において、農業粗収入から控除する農業経営費には、雇用労働費は含めるが、自家労働の評価額は含まない。
- 3 立毛補償の算定において、立毛の粗収入見込額から控除する農業経営費（当該土地の引渡時以後に通常投下されるもの）には、雇用労働費と同様に自家労働の評価額も含まれる。
- 4 特産物補償の平年の純収益の算定において、評価時前3か年の平均収穫額（豊凶の著しい年を除く）から控除する年間総経営費には、雇用労働費と同様に自家労働の評価額も含まれる。

問39 農業廃止補償と農業補償の特例に関する次の記述のうち、妥当なものはどれか。

- 1 農業廃止補償の転業に通常必要とする期間中の従前の所得相当額（法人経営の場合は収益相当額）の算定における補償期間は、営業の場合より転業が相当困難なことから、3か年以上で適正な期間を定めることとされている。
- 2 農業廃止補償の労働に関する損失の補償としては、解雇予告相当額の補償のほか、転業が相当と認められる場合において、従業員を継続して雇用する必要があるときの転業期間中の休業手当相当額の補償が考えられる。
- 3 農業補償の特例は、取得しようとする農地の収益還元法により算定した価額が、取引事例比較法により算定した価額を上回る場合に適用される。
- 4 農業補償の特例が適用される農業補償は、農業廃止補償と農業休止補償であり、農業の経営規模縮小の補償は適用されない。

問40 特産物補償と養殖物補償に関する次の記述のうち、妥当なものはどれか。

- 1 地域住民が自由に採取できる野生のワラビやゼンマイであっても、採取することが地域的慣行として認められ、その利益が大きく、かつ長年にわたり享受しているような場合は、特産物補償の対象となる。
- 2 特産物補償の対象となる特産物は、その地域特有の自然的条件のもとに農耕される市場価値を有する植物であるため移植できるものではなく、その補償はすべて移植不可能としての永久補償となる。
- 3 養殖物の移植補償で移植に要する経費とともに補償する「移植に伴う減収予想額」は、水産動物であれば「へい死」「飼育率低下」等、水産植物であれば「枯損」「収穫量減少」「品質低下」等による減収の予想額である。
- 4 養殖物の補償において移植することが相当か否かの判断は、移植することの技術的可否で決定することとなるため、移植先の養殖条件や移植距離等についての経済的側面からの検討は必要ない。